

## 特定不妊治療を受ける人対象に

### 自己負担額を助成します



町では、不妊治療を受ける人の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療費用の自己負担額を全額助成して

います。制度を利用する人は、申請書類や限度額認定証の手続きなどを説明しますので、事前にお問い合わせください。

#### ▽対象となる治療

体外受精や顕微授精、男性不妊治療などの医療保険が適用される特定不妊治療

▽対象者 次のすべてに該当する人  
 ▼不妊治療を開始した日より前から夫婦の住所が町内にある  
 ▼特定不妊治療が必要だと医師に診断されている

▼治療開始時の妻の年齢が43歳未満である  
 ▼医療保険各法に基づく被保険者や組合員、被扶養者である

▽助成額 医療保険が適用される特定不妊治療のうち、保険適用額と高額医療費給付金などを除く自己負担額を全額助成

▽助成回数 初めて助成を受ける治療開始日時点の妻の年齢が40歳未満は子ども1人につき6回まで、40歳以上43歳未満は子ども1人につき3回まで

◆申請先・問い合わせ 山田町子育て世代包括支援センター  
 (☎82-3111内線605)へ。

## マイナンバーカードの取得 スマホで交付申請できます



国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」では、7月下旬から9月上旬にかけてマイナンバーカードをお持ちでない人を対象にオンライン申請用マイナンバーカード交付申請書を送付します。スマートフォンなどでQRコードを読み取ると簡単に申請ができますので、この機会にマイナンバーカードを取得しましょう。

※令和3年度に後期高齢者医療広域連合から交付申請書が届いている人や令和4年1月1日以降に生まれた人などには送付されません。

#### ◎マイナポイントは9月末までの手続きが条件

新たにマイナンバーカードを取得して健康保険証としての利用申込みや公金受取口座の登録を行うと、マイナポイント(1人あたり最大2万円相当)がもらえます。マイナポイントを受け取るには9月末までにカードの交付申請をする必要がありますので、お早めに手続きをしてください。

◆問い合わせ 町民課住民記録係 (☎82-3111内線127) へどうぞ。

## 町長交際費と旅費・食糧費の執行状況

町では、より公正で透明な町政を運営するため、四半期ごとに町長交際費と旅費・食糧費の執行状況(支出額)を公表しています。今回は、令和4年度予算の第1・四半期(4月1日~6月30日)の状況をお知らせします。町長交際費は、町長が行政執行上に必要な外部との交際に要する経費で、各種総会・大会などの祝い金や会費、負担金などがあります。※四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

#### ◆町長交際費の執行状況

項目	件数		支出額(千円)	
	当期分	累計	当期分	累計
総会・大会などの祝い金	5	5	25	25
会費・負担金	5	5	46	46
寸志など	0	0	0	0
激励金	0	0	0	0
見舞金	0	0	0	0
折衝・懇談	0	0	0	0
香典	1	1	4	4
土産品	0	0	0	0
合計	11	11	75	75

#### ◆旅費・食糧費の執行状況

(単位:千円)

課名	旅費		食糧費	
	当期分	累計	当期分	累計
総務課	947	947	87	87
財政課	6	6	2	2
政策企画課	93	93	0	0
税務課	2	2	0	0
農林課	78	78	0	0
水産商工課	143	143	25	25
町民課	106	106	11	11
長寿福祉課	111	111	0	0
健康子ども課	476	476	0	0
建設課	26	26	0	0
都市計画課	36	36	0	0
上下水道課	38	38	0	0
消防防災課	19	19	3	3
議会事務局	138	138	51	51
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
監査委員室	20	20	0	0
農業委員会事務局	33	33	0	0
学校教育課	364	364	0	0
生涯学習課	881	881	0	0
合計	3,517	3,517	179	179